

## 児童生徒支援部

### 1 児童生徒支援部の活動について

#### (1) 保健・安全

当校は5つの部署に分かれているため各部署に応じた対応が求められる。主に健康診断や環境衛生、感染症対策といった学校保健、警備防災計画、災害時の備蓄といった学校安全と、各部署間で情報を共有している。特に感染症対策では「感染症対策マニュアル」を作成するなどし、部署間で共通した認識や対応を行っている。

#### (2) 生活支援

各部署の実態に応じて児童生徒会及び学校行事等の運営を行っている。昨年度より芸術鑑賞会とWeb遠足を全校行事として、部署が離れている当校の実態に合わせ、すべてオンライン中継で実施した。いじめを許さない意識を育成すると共に、いじめ事案発生時は人権教育推進委員会と協力の下、いじめ対策委員会を中心とした児童生徒への対応、関係機関との情報共有、府教委への報告等、組織的に対応している。生徒指導に関する研修や協議会へ参加し必要に応じて伝達講習も行っている。

### 2 健康診断

本校訪問教育部と大阪精神医療センター分教室は養護教諭が常駐しており、児童生徒の在籍期間も長い四測定(身長・体重・視力・聴力)以外にも内科・耳鼻科・眼科・歯科検診を行っている。大阪大学医学部附属病院分教室・関西医科大学総合医療センター分教室・関西医科大学附属病院分教室では在籍期間が短い児童生徒が比較的多いため、例年1学期の初めに四測定のみ実施している。しかし、児童生徒の病状により四測定も難しい場合や視力の低下等による受診勧告を行っても継続して経過が分からない状態になることも多いのが課題である。

大阪精神医療センター分教室では不登校などの理由で地域校での受診ができていないケースも多く、例年2学期の内科・耳鼻科・眼科・歯科検診を学期初めの9月から11月にずらし、少しでも多くの児童生徒に健康診断を受ける機会を設ける工夫をしている。

### 3 感染症対策

本校訪問教育部をはじめ、大阪大学医学部附属病院分教室や関西医科大学附属病院分教室では免疫抑制剤やステロイドの使用による免疫力低下の児童生徒が多い。このため、感染予防には特に力を入れている。

当校では「感染症対策マニュアル」を作成し、追加・改訂の必要が生じた場合には協議したうえでその都度改訂を行っている。平時から手洗いの徹底・うがいの励行を実施するとともに、教職員自身の日々の体調管理や感染症対策を心がけている。また感染症発生時には病院報告や他部署への連絡等情報を共有することにより、教員が感染症の媒介者とならないよう注意喚起を行っている。

「感染症対策マニュアル」では学校保健安全法による出席停止にあたる感染症のうち感染のケースが多い第二種の感染症以外にもアデノウイルス(流行性角結膜炎・プール熱)やウイルス性感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス)・手足口病や溶連菌感染症・アタマジラミ症・帯状疱疹・RSウイルス感染症・MRSA感染症など本学校で発生したケースも含め対応をマニュアル化している。また、このマニュアルでの対策を基にはしているが、各病院の感染制御部等の感染症対策の窓口がある場合には指示を優先し対応している。令

## I 校務分掌

和5年度感染症発生件数(令和5年12月末時点)は20件(児童生徒15件、教職員12件)報告されている。新型コロナウイルス感染症もしくはインフルエンザであった。

当校の職員は麻疹(はしか)・風疹・ムンプス(おたふくかぜ)・水痘(水ぼうそう)の抗体を持っていることを前提としている。以前おたふくかぜの流行を受けムンプス(おたふくかぜ)の抗体数の提示を求める病院があった。可能な限り関係教員の抗体数の把握に努めている。また任意ではあるがインフルエンザや新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を適宜行っている。

### 4 防災計画

部署ごとに教育環境が異なるため、分教室ごとに防犯・防災計画等を作成している。特に平成30年度は6月に大阪北部で震度6弱を観測する地震が発生し、当校も当日は休校措置をとったが、比較的早期に児童生徒の安否確認は完了した。しかし、通勤時間と重なり教職員の実態把握に課題を残した。今後は「大災害は必ずやって来る」という前提のもと従来からある「大災害時の行動マニュアル」(学校保健安全について)を、フローチャート形式で分かりやすくしたものを策定し職員に周知徹底している。また、危機管理マニュアルの非常時優先業務(BCP)では本校訪問教育部が病院施設内にあるため(地域の避難場所には指定されていない)、大災害発生時に予想される業務を追加している。施設利用としては、「感染症隔離スペース」「外部避難者等使用スペース」「乳幼児優先スペース」等を想定している。

### 5 避難訓練

各部署の実態に応じ火災や地震に対応した避難訓練を行っている。本校訪問教育部と大阪精神医療センター分教室は校舎外まで避難する避難訓練を行っている。大阪大学医学部附属病院分教室、関西医科大学総合医療センター分教室、関西医科大学附属病院分教室の児童生徒は点滴をつけたり、車いすで授業を受けたりすることも多く、屋外までの避難誘導の訓練を行うのは難しい。避難経路の確認を中心に火災や地震の時の取るべき行動などを防災学習という形で実施している。

避難訓練には自主訓練と消防署員指導下の訓練とがあり、各部署が毎年必要に応じて訓練内容を検討している。

### 6 災害時の備蓄

現在(令和6年1月)、各部署で最低1日分の食糧と飲料水は確保できている。個人での備蓄を推奨されてはいるが、上記4にある通り、当校は病院内の施設であるため、校長裁量予算等で水・食料・薬品等を引き続き要望していく。今年度、一部備蓄食で賞味期限を迎えたものがあったが、防災教育などの機会を通し、防災食についての学習を行っている。ただし、支援学校の特性上、防災食を喫食する学習は行っていない。

### 7 学校保健委員会

学校保健委員会は管理職・児童生徒支援部員・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・PTAの役員で構成され、年一度開催している。

ここ数年の会議では本校訪問教育部を中心とした学校保健安全の取り組みを報告しており、今年度については「本校生徒への保健・安全への取組み」についての発表と各分教室等で行っている保健指導について報告をした。また、保健安全面や教室の環境衛生面等について、学校医・学校薬剤師より貴重なご助言やご意見をいただいた。

## I 校務分掌

### 8 生活支援に関する主たる業務内容

- (1) 各部署の行事にかかわる取り組みや全校行事の計画・運営
- (2) 生徒指導に関する研修や協議会への参加とその内容の周知
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づいた防止及び対応の取り組み
- (4) 人権教育の推進及び人権尊重の学校づくり（人権教育推進委員会と協力）

### 9 生活支援に関する今年度の主な取組み

体育祭、文化祭、学習発表会、お楽しみ会（学期の振り返り）、他校種交流、クラブ活動など、各部署の実態に合わせて行った。

全校行事として、芸術鑑賞会（2回）、Web 遠足（1回）、職業講話（1回）をオンラインで実施した。

### 10 生活支援にかかる活動の成果と課題

昨年度より実施した全校行事は、入院中の児童生徒にとって、オンラインではあるが、外部の人たちとかわる貴重な機会となった。昨年度の芸術鑑賞会は、すべて本校の多目的ホールに演者を招待し、オンライン中継で実施したが、今年度は本校教育部の生徒や教員の人数が少ないため、第1回は本校で、第2回は精神分教室で公演していただいた。外部の演者が来校できる体育館がある部署が、本校と精神分教室のみのため、今後の芸術鑑賞会の在り方を議論していく必要がある。

人権教育推進委員会とより一層に連携を深め、いじめ対策委員会の運営に協力していく中で、互いに人権を尊重し多様性を認め合う環境づくり、互いに人権を尊重し合える学校づくりに、次年度も取り組んでいきたい。

### 11 刀根山支援学校における新型コロナウイルス感染症への対応

当校は昨年度同様児童生徒支援部を中心とし、各分教室、病院関係、在宅訪問児童生徒の保護者等と、連携及び調整を行いながら授業を行い、共に協力し合い、継続した感染症対策に取り組んでいる。

具体的な取り組みとしては、大阪府教育庁から示された「留意すべき6つの観点」

- 1 基本的な感染症対策を徹底する。
- 2 3つの密を避けることに留意する。
- 3 校内の保健管理体制を整備する。
- 4 日頃の連絡体制を構築する。
- 5 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。
- 6 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別を生起させない体制を整備する。

「学校職員が感染症の媒介者とならない」ため、また「学校職員への感染症予防と対策、その注意点」等、各分教室の実態に応じた注意喚起の文書の作成、配布をし、また児童生徒支援部員が中心となり研修等についても行っている。以下、本校教育部における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な取り組みを紹介する。

#### (1) 介助について

- ・ 介助が必要な時には必ず手指消毒してから生徒に触れる。また介助内容によっては、マスクに加え必要に応じて個人防護服（ゴーグル、フェイスシールド、使い捨て手袋、エプロン等）を使用する。
- ・ 生徒介助で使用したティッシュペーパー等はナイロン袋に入れ、密封した上で決められたごみ箱に入れる。
- ・ トイレの密集を避ける。必要に応じて個人防護服を着用する。介助後は石鹸での手

## I 校務分掌

洗い、手指の消毒を行う。

### (2) 教育活動について

- ・ 1 教室に参集する人数は 8 人程度とする。スペースを十分に確保する。可能な限り対面を避け、生徒の後方や側面から指導・支援する。休み時間、廊下でも三密を避け、間隔を十分に確保する。昼食時も同様、横一列、間隔をあける（令和 5 年度は入院生のみのため昼食対応はなし）。
- ・ 教室の窓、廊下側のドアを常時開ける。冷房使用時はドアや窓を開け、休憩時間等には十分に換気を行う。
- ・ 手に触れる教材教具は可能な限り共有しない。共有する教材・教具は可能な限り消毒する。

### (3) 体調不良（生徒）の対応

- ・ 少人数の教員で対応する。窓、扉は開け、換気する。
- ・ 体調不良時は保護者に連絡を取り、お迎えをお願いする（令和 5 年度は入院生のみ）。

### (4) 医ケアについて（令和 5 年度は対応生徒なし）

- ・ 吸引は学校看護師が個人防護服を着用し、保健室で行う。
- ・ 吸引リハについては、身体伸ばし終了後、他の生徒が退室してから行う。

### (5) 校舎の消毒

- ・ 始業前もしくは生徒の下校後、校内消毒を行う。
- ・ 担当者は保健室から消毒セットを受け取り、共用部分（ドアノブ、スイッチ、手すり、水道の栓等）をアルコール製剤で消毒する。

### (6) 偏見や差別、いじめへの対応について

- ・ 人権教育推進委員会を中心として、偏見や差別、いじめのない、互いに多様性を認め合う学校づくりに取り組む。
- ・ いじめ等の事象発生時には教員間で情報を共有し、即応態勢で臨む。「いじめ対策会議」等を随時開催し、具体的な対策を検討する。

### (7) 長期化に向けた取組みについて

- ・ 感染症についての研修の実施（新転任者研修/各分教室単位での研修）。
- ・ 情報の共有。感染症報告書等を通し、感染症発生時には全分教室間で情報を共有する。
- ・ 消毒、衛生備品（アルコール製剤、マスク、手袋、紙タオル）等の備蓄。不測の事態を想定し、感染症対策の長期化を視野に、日常必要備品数を洗い出し、必要最低限の消毒、衛生備品の備蓄に取り組む。

最後に、教員自身の感染、教員が感染症の媒介者とならないことを常に念頭に置き、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、日々の消毒作業等、一人ひとりが日常できることを可能な限り継続していくことが「感染症への対応と共存」の第一歩かと思われる。

今後の厚生労働省や大阪府の感染症に関する動向や留意事項を踏まえ、各部署の実情に応じた対応を今後も検討し、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるように取り組んでいきたい。